

# 北海道旭川自家用新聞

発行所

(一社) 旭川地方自家用自動車協会  
編集兼発行人 尾 関 哲 也  
旭川市春光町十番地  
電話(0166)51-1221

## 自賠責保険料

### 四月から一・四%程度引下げに 令和二年四月以来、二年ぶり

### 金融庁

金融庁は、自動車やバイクの所有者に加入が義務付けられている自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)の保険料について、本年一月二十日に「自動車損害賠償責任保険審議会」を開催し、令和四年度の料率検証結果の報告と、新たな基準料率に関する諮問を行った結果、自賠責保険の保険料を、本年四月一日以降始期契約より新たな基準料率を適用し、全車種平均で一・四%引き下げると発表した。

本年四月一日以降始期契約からの新たな基準料率は、自家用乗用車の二十四ヶ月契約の保険料(沖縄県・離島を除く)では、現行の二万〇〇一〇円から一・七九%(三六〇〇円)引き下げられた一万七六五〇円となるほか、軽自動車は、現行の一万九七三〇円から一・〇九%(二九〇〇円)引き下げられた一万七五四〇円となる。

おける被害者の基本的な対人賠償を保護するため、自動車損害賠償責任法により、道路を走行する全てのクルマやバイクに加入が義務付けられ、「強制保険」とも云われている。交通事故が発生した際に被害者に対して支払われる保険であることから、人身事故そのものが減少すれば、当然保険金の支払額も減少する。

金融庁が毎年一月に開催している「自動車損害賠償責任保険審議会」は、「ノロス・ノープロフィット(利益にも赤字にもならないように運用)の原則に基づいて基準料率を算出しており、本年一月に行われた同審議会では、「保険収支の状況を見た場合、交通事故の減少等により、損害率については一〇・七九%と、前回の基準料率改定時の想定以上の黒字となつてること」また、「保険契約者への還元を活用される滞留資金の残高は、増加傾向にあること」を理由に、自賠責保険の収入と支出が見合う料率水準とすることが適当であるとの方向性が示され、本年四月一日から新たな基準料率が適用されることとなった。

件数及び傷者数は共に平成十七年以降、十八年連続で減少した。令和四年は、コロナ禍における「まん延防止等重点措置」が三月下旬に解除され、外出者の増加に伴い道路交通量が増えた年であったが、交通事故発生件数及び死者数、傷者数はいずれも減少した。

なお、北海道内の交通事故状況では、交通事故の発生件数は八四五七件(前年比一五・三%増)と増加したが、人身事故件数の記録が残る昭和四十一年以降、令和二年、令和三年に次いで三番目に少ない件数となっている。

また、傷者数は九七八五人(前年比一八・七%増)で、平成二十八年以降五年ぶりに増加した令和三年に続き、二年連続で増加した。交通事故による死者数は一一五五人(前年比五・八%減)で、都道府県別の順位では兵庫県(二〇人)に次ぐワースト六位となっているが、北海道の

### 24ヶ月契約の自賠責保険料金(沖縄県・離島を除く)

車種	改正前基準料金	改正後基準料金	改定額	改定率
自家用乗用自動車	20,010円	17,650円	△2,360円	△11.79%
検査対象軽自動車	19,730円	17,540円	△2,190円	△11.09%
小型二輪自動車	9,270円	8,760円	△510円	△5.50%
被けん引自動車	5,250円	5,430円	180円	3.42%

警察庁のまとめによると、令和四年中の交通事故による死者数は、警察庁が保有する昭和二十三年以降の統計で最少となった前年の二六三六人を更に二六人下回る二六一〇人となり、六年連続で最少を更新した。

また、人口十万人当たりの死者数も、前年を〇・〇一人下回る二・〇八人となり、過去最少を記録した。都道府県別の死者数では、大阪府(二四一人)が初の最多となり、次いで愛知県(一三七人)、東京都(一三二人)、千葉県(一二四人)、兵庫県(一二一人)が続いている。

近年、交通事故死者数全体に占める高齢者(六十五歳以上)の比率が増加傾向にあるなか、令和四年中の高齢者の死者数は、前年より四九人(三・二%)減少の一四七一人となり、交通事故死者数全体に占める高齢者の構成率も前年を一・三%下回る五・四%となった。しかし、高齢者の構成率は平成二十四年以降、十一年連続で五割を超える状況が続いている。

また、令和四年中のその他の交通事故状況では、交通事故発生件数は三〇万一一九三件(前年比四・〇%増)、傷者数は三五万六四一九人(前年比五・七%増)となり、発生

件数及び傷者数は共に平成十七年以降、十八年連続で減少した。令和四年は、コロナ禍における「まん延防止等重点措置」が三月下旬に解除され、外出者の増加に伴い道路交通量が増えた年であったが、交通事故発生件数及び死者数、傷者数はいずれも減少した。

なお、北海道内の交通事故状況では、交通事故の発生件数は八四五七件(前年比一五・三%増)と増加したが、人身事故件数の記録が残る昭和四十一年以降、令和二年、令和三年に次いで三番目に少ない件数となっている。

## 令和四年交通事故死者 前年を二六人下回り 六年連続で最少を更新

警察庁のまとめによると、令和四年中の交通事故による死者数は、警察庁が保有する昭和二十三年以降の統計で最少となった前年の二六三六人を更に二六人下回る二六一〇人となり、六年連続で最少を更新した。

また、傷者数は九七八五人(前年比一八・七%増)で、平成二十八年以降五年ぶりに増加した令和三年に続き、二年連続で増加した。

交通事故による死者数は一一五五人(前年比五・八%減)で、都道府県別の順位では兵庫県(二〇人)に次ぐワースト六位となっているが、北海道の

件数及び傷者数は共に平成十七年以降、十八年連続で減少した。令和四年は、コロナ禍における「まん延防止等重点措置」が三月下旬に解除され、外出者の増加に伴い道路交通量が増えた年であったが、交通事故発生件数及び死者数、傷者数はいずれも減少した。

### ストップ・ザ・交通事故 くめさせ安全で安心な北海道 令和5年 春の全国交通安全運動

#### 実施期間 5月11日(木)～5月20日(土)

#### 重点目標

- 外出の機会が増える子供や活動期に入る自転車利用者の事故防止を図るため左記の活動等を推進する。
- 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
- 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

#### 5月20日は 『交通事故死ゼロを目指す日』

TOYOTA Rent a Car



## TOYOTA SHARE

24時間レンタカー無人貸出サービス

■取扱い車種 ルーミー・ヤリス・ヴィッツ/禁煙車

■ステーション(8店舗)

- 旭川駅前店
- 大雪通り店
- 旭川空港前店
- 稚内店

- 富良野店
- トマム店
- 旭川末広店(ドコモショップ店内)
- 旭川環状通東光店(ドコモショップ店内)

詳しくはWebサイトへ

<https://mobility.toyota.jp/r-toyotashare/>

アプリのダウンロードはこちら

iPhoneはこちら  Androidはこちら 

チョクノリ!とTOYOTA SHAREが  
ひとつになって、もっと便利に。

チョクノリ! →  TOYOTA SHARE

会員情報移行キャンペーン

電子マネーギフト「えらべるPay」

全員もれなく200円分プレゼント

トヨタレンタカー予約センター

TEL 0800-7000-111

ホームページトヨタレンタカータイプ

[www.toyota.co.jp/rent/](http://www.toyota.co.jp/rent/)

携帯からのアクセスはこちら!

<https://rent.toyota.co.jp>

株式会社トヨタレンタリース旭川 (本社)旭川市物流団地1条1丁目1番27号

- 旭川店 Tel.(0166)57-0100
- 旭川空港店 Tel.(0166)83-3701
- 旭川駅前店 Tel.(0166)23-0100
- 忠和店 Tel.(0166)61-0100

- 大雪通り店 Tel.(0166)34-0100
- 富良野店 Tel.(0167)23-2100
- 士別店 Tel.(0165)23-2100
- 名寄店 Tel.(01654)3-0100

- 深川店 Tel.(0164)23-0100
- 尻店 Tel.(0163)89-2300
- 礼文店 Tel.(0163)86-1117
- 稚内店 Tel.(0162)22-0100

- 稚内空港店 Tel.(0162)29-3100
- 留萌店 Tel.(0164)43-0100
- トマム店 Tel.(0167)58-1001





旭川地方自家用自動車協会は交通安全運動を推進します

第十二回 定時総会を開催

一般社団法人旭川地方自家用自動車協会は、令和五年二月二十四日午後三時からライオンホテル旭川に於いて、第十二回定時総会を開催しました。

令和四年度事業概況
第十二回定時総会に当たり、会員の皆様には、日頃より協会の事業運営に對しまして、格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。



令和4年度 第12回定時総会
一般社団法人 旭川地方自家用自動車協会
このように取り組みも一助となり、旭川方面管内の交通事故状況は、発生件数が六七九件(二五件減、傷者数が八〇九人(四三人減)と、いずれも前年より減少することができた一方で、死者数は前年より六人多い二三人と、大変厳しい結果となりました。

抑止に努めました。加えて、道警旭川方面本部とは、薄暮時間帯の歩行者事故・自転車利用者事故等の防止活動について連携を図り、夜光反射材などの啓発資材を寄贈し、旭川方面本部並びに管内十一警察署において、交通安全運動に係る街頭啓発等で活用いただきました。

JAF 日本自動車連盟 旭川支部
サポート・ユア・カーライフ
JAF ロードサービス 救援コール 24時間・年中無休
0570-00-8139
0570-00-2811
048-840-0036

「しんらい」と「あんしん」をお届けします。
北自共の総合自動車共済・自賠償共済
全道に安心のサービスセンター
1事故1担当者制
充実のロードサービス
安心の事故対応力
北海道自動車共済協同組合 旭川支部



協会の連絡機関紙として発行している「北海道旭川自家用新聞」は、自動車を使用する上で必要な運輸関係示達事項並びに交通関係法規則の改正等、自動車に係る最新情報を会員や自動車ユーザーに提供することに より、自家用自動車を正しく安全に 使用していただくことを目的に発行 しています。

令和四年度の発行回数は四回で、 総発行部数は一万四〇〇〇部、延べ 一万〇六四通を会員に送付し、協 会事務局においては自動車ユーザー 等へ無料で配布しました。今後も協 会と会員等とを結び連絡機関紙とし て、自動車に関する最新情報等をわ かり易くお伝えします。

### 三、自動車登録番号の封印取付事業

協会では、北海道運輸局旭川運輸支 局長より封印取 付委託を受け、 同管内における 自動車登録番号 標(ナンバープレ ート)への封印 取付業務を行 いました。

令和四年度の 封印取付状況 は、ナンバープレ ート交付に伴う 車両への封印が 一万三六〇二両 であり、前年比二 三・一両の減少に ならず、破損等に 伴う車両への再 封印については 九六八両で前年 比九四両の増加 となりました。

自動車登録番号標への封印取付車両数

施封内容/ナンバー	旭川管内	道内他管内	道外	合計
ナンバープレート交付に伴う封印	11,765両	1,836両	不可	13,601両
破損等に伴う再封印	865両	95両	8両	968両
合計	12,630両	1,931両	8両	14,569両

### 四、自動車登録番号標の交付及び希望番号の予約受付事業

協会では、国土交通大臣の指定を 受けた自動車登録番号標(ナンバー プレート)の交付代行者として、旭川 運輸支局管内における登録自動車の ナンバープレート交付に係る業務を 行いました。

令和四年度のナンバープレートの 総交付枚数は、対前年比で五五二八 枚少ない六万九四七〇枚となりました。

た。その中で今年度より新たな図柄 入りナンバープレートとして、全国 四十七道府県の県花をデザインとし た「全国版図柄入りナンバープレ ート」と、二〇二五年に開催される 大阪・関西万博を記念して公式ロゴ マークのフォルムをモチーフにデザ インした「大阪・関西万博特別仕様 ナンバープレート」が導入され、全国 版図柄を一九枚、大阪・関西万博図 柄を八枚交付しました。

また、破壊措置を講じた使用済み ナンバープレートの記念所蔵を希望 する自動車所有者へは、交付代行者 として法律で定められた適正な破壊 処理を以って、一四九枚のナンバー プレートを希望者へ返付しました。

### (2) 希望番号の予約受付業務

協会では、旭川運輸支局管内の登 録自動車に係る希望ナンバー業務に ついて、同予約センターを設置して 予約受付等業務を行いました。

希望ナンバー制度は、自動車ユー ザーの「こだわりの番号」をマイカ ーに付けることが可能な制度で、マイカー購入時等において現在広く利 用され、令和四年度の希望ナンバー 予約件数は、前年より一〇四六件減 少の一万六五二二件となりました。

なお、同年度における希望ナンバ ー予約(普及率は四五・一%)でした。 五、自動車の手続き、軽自動車税の申 告等、自動車申請書類発行、印紙 類の売捌き事業

(1) 自動車手続きに関する業務  
協会では、自動車重量税印紙や自 動車検査登録印紙、自動車審査証 紙などの売捌き窓口、また自賠責保 険の取扱い窓口を設置することにも 車庫証明申請書等の自動車登録申請 に必要な用紙類の頒布、登録自動 車の検査(継続等)の受付、及び継 続検査申請のカムイ総合行政事務 所への取次ぎ業務等を正確かつ迅速 に 行い、ユーザーの利便性の向上と円 滑なる運輸行政に協力しました。

令和四年度の登録自動車検査確 認に係るカムイ総合行政事務所へ の取次ぎ件数は、持込検査が三万二 七〇台(前年比一一・四六台減)、指 定検査が一〇万五三三〇台(前年比一 五八八台減)となり、合わせて前年を 二七三三四台回る二万七九七二台 となりました。

減少に至った要因としては、検査 対象車両が平成二十七年及び平成二 十九年、令和元年などに新車登録さ れた車両が対象である中、令和元年 の新車販売の落ち込みが大きく影響 したものと考えており、加えて、OS の普及に伴い他の代理機関からの 申請が増加したことが影響したもの と考えています。

また、自動車の諸手続きについて は、登録自動車並びに軽自動車の名 義変更などの書類作成・代行等を希 望される方には行政書士事務所へ の 取次ぎを行うなど適正な処理を行う 一方で、諸手続きに伴い発生する税 申告及び徴収業務については協会職 員が自販連へ取次ぎを行い、ユー ザー利便の向上に努めました。

### (2) 軽自動車税の申告等に関する業務

協会では、ユーザーの利便性向上 と円滑な地方自治・税務行政に協力 するため、軽自動車申告事務処理協 議会(上川町村会)と委託契約を締結 し、旭川運輸支局管内における小型 二輪自動車に係る軽自動車税申告書提出 に係る窓口業務を行い三〇二枚の申 告書を受けました。また、当協会職員 を軽自動車申告事務処理協議会の指 定職員として登録し、管内市町村税 務担当者に代わり小型二輪自動車の 異動状況等の調査・報告を行い、税務 行政の付託に応えました。

(3) 自動車申請書類の発行業務  
協会では、登録管理ネットワーク 株式会社並びに株式会社JCMの二 社から委託を受け、延べ十五社の信 販会社各社の書類(委任状・印鑑証明 書・譲渡証明書等)を預かり、信販会 社からの手続に係わる案内書面等に 基づき、必要書類の代理発行業務を 行いユーザーの利便性の向上を図り ました。

令和四年度の書類発行件数は、登 録管理ネットワーク株式会社に係わ る信販会社分が三三七件、また株 式会社JCMに係わる信販会社分が 八五一件で、合計四一八八件を発行 前年比で一〇・五三%、二一〇件の増 加となりました。

(4) 自動車に係る印紙・証紙等の売 捌き業務  
自動車の新規登録や継続検査構 造変更等の申請手続きには、所定の 重量税印紙や自動車検査登録印紙・

自動車審査証紙を貼付納付する必 要があります。協会では、これらの印 紙や証紙の売捌き業務を正確かつ迅 速に行い、利用者への利便の向上と 円滑な自動車行政に協力しました。

自動車重量税印紙の売捌き額は、 一八億二七五万九一〇〇円で前年 比一〇・二%の減少となりました。

減少に至った要因としては、登録 自動車並びに軽自動車の継続検査に おいて、重量税印紙の貼付を必要と せず自動車重量税等をダイレクト納 付で行うOSS申請の利用率が上昇 していることに加え、自動車の新規 登録台数及び継続検査台数がいずれ も前年を下回ったこと等々が影響し たものと考えています。

### 六、自動車保険代理所等事業

(1) 自動車保険代理所業務  
協会では、新規登録及び継続検査 (車検)などの手続きにおいて必要と なる自賠責保険(共済)の契約対応を 協会の窓口で取り扱うとともに、損保会 社の任意保険にあたる北海道自動車 共済協同組合の自動車共済では、継続 契約手続き等を専任担当者が的確な 説明対応にて顧客ニーズに合わせた 最適な共済商品の提案・提供を行い、 顧客満足度の向上と信頼の獲得に努 めました。また、交通事故に関する無 料相談業務では、専門的な知識を有す る職員が自動車ユーザーそれぞれの 相談に適切なアドバイスを行い、相談 者等への支援に努めました。

(2) 北海道自動車共済協同組合旭川 支部に関する業務  
協会では、北海道自動車共済協同組 合旭川支部として、旭川管轄の代理所 の取りまとめを行い、顧客のニーズに 応えるべく各代理所に対して、指導並 びに支援業務を行いました。

自動車共済商品の販売活動として は、北自共済独自の制度である「福祉 施設引」を管内の各福祉法人へダイ レクトメールを展開する一方で、「北 海道安全運転管理者協会(道安管)」 と締結している集団扱い契約につい ても、傘下の会員企業に対して積極 的な勧誘活動を展開し、新規契約獲 得に向けて拡販に努めました。

七、優良運転者表彰事業  
協会は、会員及び会員事業所の運 転業務従事者の運転マナーの向上と

交通安全思想の普及増進を図り、悲 惨な交通事故を一件でも減らすこと を目的として、本年度も優良運転者 表彰事業を実施しました。

運動経歴五年以上から六〇年以上 までの表彰区分十二段階に分け厳正 なる審査選考を行い、推薦のあった 一四八名全員を表彰しました。

八、その他の事業等  
(1) 関係官庁、各関係団体並びに会 員との連絡協働に関する業務  
協会は、会員並びに自動車ユー ザーの利便増進と公共の福祉向上を 図るため、関係官庁及び関係諸団体 等との連携を図り、諸活動を積極 的に参加協力しました。

交通安全活動においては、新入学児 童を交通事故から守るため啓発グッヅの寄贈を行い、道警旭川方面本部に は、歩行者・自転車利用者の交通事故 抑止活動を推進するため、啓発資材を 寄贈し支援しました。また、運輸支局 及び整備振興会と連携した自動車点 検整備推進運動やJR北海道と連携 した踏切事故防止キャンペーンに参 画したほか、飲酒運転撲滅やダイヤリ ート運動などの啓発も年間を通じ積極 的に推進して参りました。

更には、自家用自動車に係る税制面 では、公平な税負担と自動車ユー ザーの負担軽減について、政府等関 係機関に上部団体を通じ要望書を提 出しました。また、小型二輪自動車 (自動二輪)の軽自動車税に係るこゝろでは、軽自動車申告事務処理協 議会(上川町村会)より委託を受け、税 申告書の提出窓口事務と同課税に係 る調査事務を行い税務行政にも寄与 しました。

(2) 個人情報の保護に関する取組み  
協会は、個人情報の保護の重要性 を十分に認識し適切に保護・管理す るため、すべての役員に同保護に 関する法令並びに基本方針の遵守徹 底を図りました。

会員の皆様の個人情報、入会申 込書に個人情報の取扱い等を明示し てご理解頂いています。個人情報の 管理保管は、サーバー一元管理シス テムで行い、各端末にはデータ保存を することができない物理的安全管理 措置及び技術的安全管理措置を講 じ、皆様が安心できる体制づくりに 努めました。

一般社団法人 旭川地方自家用自動車協会  
令和五年度事業計画並びに予算  
一、交通安全及び日常・定期点検整備推進事業  
二、自動車登録番号標の封印取付事業  
三、自動車登録番号標の交付及び希望番号の予約受付事業  
四、自動車の手続き、軽自動車税の申告等、自動車申請書類発行 印紙類の売捌き事業  
五、自動車保険代理所等事業  
六、優良運転者表彰事業  
七、その他の事業

事業予算総額 二八二、九三一、〇〇〇円  
一般社団法人 旭川地方自家用自動車協会  
令和五年度会費の額並びに徴収方法

- 一、 交通安全及び日常・定期点検整備推進事業
- 二、 自動車登録番号標の封印取付事業
- 三、 自動車登録番号標の交付及び希望番号の予約受付事業
- 四、 自動車の手続き、軽自動車税の申告等、自動車申請書類発行 印紙類の売捌き事業
- 五、 自動車保険代理所等事業
- 六、 優良運転者表彰事業
- 七、 その他の事業

・ 関係官庁、各関係団体並びに会員との連絡協働に関する業務  
・ 事業目的達成に必要なその他の業務  
・ 個人情報の保護に関する取組み

○ 正会員  
入会金(入会時のみ) 五〇〇〇円  
年会費 三〇〇〇円

○ 賛助会員  
年会費 二〇〇〇円

※正会員とは一般法人(団体)の代表者、正会員から推薦された者、その 他個人等で当協会の所定の申込書と入会金、年会費を納入した者であり 総会での議決権を有する。  
※賛助会員とは正会員以外の者であり、当協会の所定の申込書と年会費 を納入した者をいう。

尚、会費納入には次の預金口座又は振替貯金口座を御利用願います。  
◇普通預金口座 北海道銀行旭川支店 番号 二一九三四五八  
◇振替貯金口座 小樽預金事務センター 小樽 〇二八七〇一七一六八



# 自動車登録手続き適正に!

## 引越したらクルマも手続き 【自動車登録等適正化推進協議会】

引越して多くの人は住民票の異動手続きは直ぐに行っているが、自動車に係る変更手続きについては必ずしも遵守されていない状況にある。道路運送車両法では、自動車の所有者の住所や所有者の名義が変わるなど、自動車検査証(車検証)の記載事項について変更があった時は、その事由が生じた日から十五日以内に手続きを行うよう定められていることから、国土交通省と自動車関連十三団体で構成する自動車登録等適正化推進協議会では、総務省、警察庁の協力を得て、「クルマの住所変更をした時」「変更手続」名義変更した時「移転手続」はお済ですか?と、適正化推進運動を展開している。

自動車の保有台数が八〇〇万台を超える現在、引越し等で住所を変更した場合の「変更登録」、名義が変わった場合の「移転登録」の手続きが必ずしも適切に行われていないケースが目立っており、こうした傾向が増えることは、正確な権利関係使用の実態等が反映されないだけでなく、関係する様々な分野に大きな影響を与えることとなる。

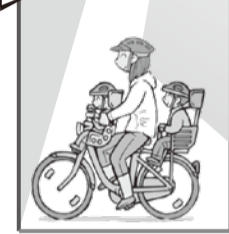
特にこの時期は、転勤や就職による引越し時期を迎えることから、自動車登録等適正化推進協議会では、「クルマの手続き忘れずに!」としたリーフレットを都道府県、市区町村警察の窓口等へ重点的に配布し、「自

動車の所有者が変わったとき「移転登録」が必要!」「引越したとき「変更登録」が必要!」と、適正な手続きを行うよう訴求している。

なお、このリーフレットには、これらの手続きを行わないでいると、「リコール案内車の欠陥に関する重要な通知」、税金や保険のお知らせが届かないことや、「これらのお知らせが前の所有者に届けられ、トラブルの原因になる」「盗難や事故のときに所有者や使用者の確認が遅れる」などといった支障が生じる恐れや、

# 改正道路交法

## 四月一日より施行 自転車乗車用ヘルメット 装着努力義務を未成年者にまで拡大



警察庁は、自転車に乗る際のヘルメット着用努力義務の対象を、改正道路交法の施行に伴い、令和五年四月一日より年齢に拡大する。

自転車乗車時のヘルメットの着用については、平成二〇年に改正された道路交法(第六十三条十一項)で、「児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児にヘルメットを被らせるよう努めなければならない」と、十三歳未満の児童や幼児が自転車に乗車するときに

乗車用ヘルメットを被らせるよう保護者への努力義務が定められたが、今般の道路交法の改正では、これまでの規定のほかに「自転車の運転者は、乗車用ヘルメットを被るよう努めるとともに、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットを被らせるよう努めなければならない」と、追加されている。

警察庁のまとめによると、令和二年中に発生した自転車に係る交通事故

### クルマの手続き忘れずに!!

所有者が変わったとき 移転登録 が必要!

引越したとき 変更登録 が必要!

所有者を変更したときは移転登録が必要です。詳しい手続きは国土交通省Webサイト。 [http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/shingi2\\_00123.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/shingi2_00123.html)

引越したときは変更登録が必要です。詳しい手続きは国土交通省Webサイト。 [http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/shingi2\\_00123.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/shingi2_00123.html)

個人が引越しの際、オンラインにより自動車の変更登録申請を行う場合に、ナンバープレートの交換を次回の手続きまで保留する! (引越しに際し、所有者本人が変更登録申請をマイナンバーカードを用いて0.55より手続きが対象)

ワンストップサービス(0.55)とは  
自動車登録手続と税の納付・領収書の取得をオンライン一括して行うことが可能な「自動車保有関係手続のワンストップサービス(0.55)」でも手続きすることができます。詳しい手続きはこちらから [http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/shingi2\\_00123.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/shingi2_00123.html)

※軽自動車の場合は、軽自動車検査協会事務所手続きが必要です。

ご注意!  
手続きを行わないと以下のような支障が生じる恐れがあります。  
リコール案内の欠陥に関する重要な通知、税金や保険のお知らせが届かない。これらのお知らせが前の所有者に届けられ、トラブルの原因に...  
盗難や事故のときに所有者や使用者の確認が遅れる。  
盗難時に保険金が支払われない。

国土交通省

のうち、対自動車との事故では、自転車側に約八割の法令違反があり、死者数は四〇四人、重傷者数は二五六二人と、合わせて二九六六人の人が事故の被害に遭っている。

このうち、出会い頭事故が五五%を占め、死亡者(四〇四人)のうち五六%が頭部に致命傷を負っている。

また、ヘルメットの着用状況による致死率では、非着用時の致死率は着用時と比較して約三倍も高くなっている。(下図)

このように、自転車の乗用者が頭部を受傷する交通事故において、乗車用ヘルメットは致死率を大幅に減少させることができるものであるが、旧法の規定により、乗車用ヘルメットの装着が努力義務とされている五則(※注1)を活用するなどして、

の着用率が一定程度向上しているものの、高校生や六十五歳以上を含む多くの年齢層での着用率は横ばいに推移している。また、第十一次交通安全基本計画(令和三年三月二十九日中央交通安全対策会議決定)や第二次自転車活用推進計画(令和三年五月二十八日閣議決定)において、全ての年齢層の自転車利用者に対して、ヘルメットの着用を促すべきなどとされたことを踏まえ、本年四月一日以降からは全ての年齢層の自転車利用者に対し、乗車用ヘルメットの着用努力義務を課すこととした。

なお、警察庁では、自転車に乗車する者に対する乗車用ヘルメットの着用に係る努力義務については、交通安全教育等を通じ、自転車利用安全五則(※注1)を活用するなどして、

また、自動車登録手続きと税の納付、車庫証明の取得をオンラインで一括して行うことを可能とした「自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)」や個人が引越しの際、オンラインにより自動車の変更登録申請を行う場合に、ナンバープレートの交換を次回車検時まで猶予する「引越しOSS制度」も併せて紹介し、変更・移転の手続き等、自動車登録の適正化の推進を図っている。

この件に関し、全日本指定自動車教習所協会連合会では、「限定条件の解除に伴う免許証裏面の備考欄の表記・表現が都道府県によって異なるため、現行の所持免許の正確な把握が困難な状況があり、こうした状況は、教習時間の欠略など誤った対応に繋がる恐れがあるので、現場の教習所において誤りなく限定条件の解除の記載を統一することとした。

# 運転免許証の条件の記載方法を

## 全国で統一

警察庁は、運転免許証の条件や条件解除に関する記載方法を統一するため、全国の警察に記載方法を通達した。

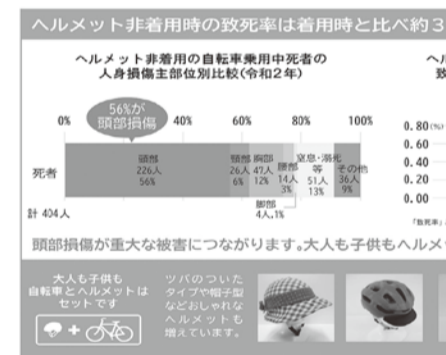
運転免許証には、免許の条件を付す備考欄が設けられ、「眼鏡等」、「普通車はATに限る」といった条件が記載されるが、「令・四・十一」限定解除/普通車はATに限る」と記載されている場合、解除後の新しい条件が記載されているのか、解除後の新しい条件が記載されているのか必ずしも明確ではない場合がある。

この件に関し、全日本指定自動車教習所協会連合会では、「限定条件の解除に伴う免許証裏面の備考欄の表記・表現が都道府県によって異なるため、現行の所持免許の正確な把握が困難な状況があり、こうした状況は、教習時間の欠略など誤った対応に繋がる恐れがあるので、現場の教習所において誤りなく限定条件の解除の記載を統一することとした。



具体的には、免許の条件を全て解除する場合は「日付」免許の条件等を全て解除(公安委員会印)とする。また、免許の条件が二つ以上あり、その一部を解除する場合は「日付」○の条件(又は限定)を解除(公安委員会印)、「日付」新条件等○○(公安委員会印)とする。

- 【自転車安全利用五則】
- 1、車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
  - 2、交差点では信号と一時停止を守って安全確認
  - 3、夜間はライトを点灯
  - 4、飲酒運転は禁止
  - 5、ヘルメットを着用



## 愛車に好きなナンバーつけてみませんか?

### 希望できるナンバーの区分

- ① 4桁以下のアラビア数字の部分のみが自由に選べるようになります。
- ② 特に人気高いと考えられる右記の13通りのナンバーについてはコンピューターによる抽選になります。(月～金曜日受付分を原則として翌週月曜日抽選)
- ③ 一般希望ナンバーについては、ナンバーがなくなる限り申込みに応じて払出します。

旭川599  
さ41-78

4桁以下のアラビア数字選べるのはここです!

抽選対象希望番号

1	7	8	88
333	555	777	888
1111	3333	5555	7777
8888			

※事業用及びレンタカーを除く

インターネットからも予約できます。  
アドレス <https://www.kibou-number.jp/>

詳しくは「旭川自家用」と入力して検索して下さい。

旭川自家用 検索

予約問い合わせは  
《希望ナンバー予約センター》まで  
(一社)旭川地方自家用自動車協会  
TEL(0166)51-1221